

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

狭山ヶ丘高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、以下の校内推薦基準に基づいて、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

### 1、人物について

以下のすべてに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来に展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事などにおいて他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

### 2、学力および資質について

以下の①、②のいずれかの内容に該当すること（ただし社会的養護の必要な生徒などは③に該当すること）

- ① (1) 調査書における学習成績概評が「A」に該当する  
(2) 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② (1)～(3)のいずれかに該当するか、または類似の活動が認められ、かつ(A)か(B)のいずれかに該当する  
(1) 課外活動（部活動を含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる  
(2) 生徒会の役員などを経験し、具体的な成果・成長が認められる  
(3) ボランティア、地域活動などに積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる  
(A) 調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する  
(B) 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ (1) 評定平均値 3.5 以上の教科または科目が 1 つ以上ある  
(2) 進学先での学修に対する意欲が認められる

### 3、家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒などの場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めないなど、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

- ① 市町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること、第一種奨学金の収入基準額を超えていない者、<sup>1</sup>資産要件を満たす者）
- ② 生活保護費を受給していること（奨学金申込日現在において生活保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設などに入所していること（生徒などが18歳時点で入所などしていた（またはしていることが見込まれる）こと）

（注） 社会的養護を必要とする生徒とは、申込時に以下の施設などに入所などしている（生徒などが18歳時点で入所などしていた（またはしていることが見込まれる））生徒などをいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

---

<sup>1</sup> 本人及び家計支持者の保有する資産（預貯金、有価証券、現金など）の合計額が、家計支持者が1人のときは、1,250万、家計支持者が2人のときは2,000万円以下であること  
なお、資産額に関しては関係法令などによって定められており、改正によって内容の変更が生じる。